

## 道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

### 1 鳥獣保護区の制度概要

#### (1) 鳥獣保護区とは

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案し、20 年以内の期間を定めて指定することができることとされている。

また、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を、法第 29 条に基づき、工作物の新築などの行為が制限される特別保護地区として指定することができる。

なお、環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から、都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地から、それぞれ鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができる。

#### (2) 鳥獣保護区の種類

鳥獣保護区は、保護を図る対象鳥獣の生息状況や生息環境等から、その指定する目的が次の 7 つに区分されている。

- ・ 森林鳥獣生息地
- ・ 大規模生息地
- ・ 集団渡来地
- ・ 集団繁殖地
- ・ 希少鳥獣生息地
- ・ 生息地回廊
- ・ 身近な鳥獣生息地

※特別保護地区は身近な鳥獣生息地以外の 6 区分

### 2 北海道環境審議会に諮問する鳥獣保護区の指定等

#### (1) 諮問根拠

- 鳥獣保護区の指定等（鳥獣保護区の指定及び区域の拡張並びに鳥獣保護区特別保護地区の指定、区域の拡張及び存続期間の延長（再指定））をするときは、法第 28 条第 9 項及び第 29 条第 4 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、自然環境保全法第 51 条第 1 項の規定により設置される審議会の意見を聴くこととされている。
- この規定に基づき、北海道環境審議会条例に基づき設置している北海道環境審議会（以下「審議会」という。）に鳥獣保護区の指定等を諮問する。

なお、審議会には条例第 7 条第 1 項の規定に基づき自然環境部会が設置され、鳥獣保護区の指定等については、審議会運営要領第 2 条の規定により当該部会に付託された審議指定事項となっている。

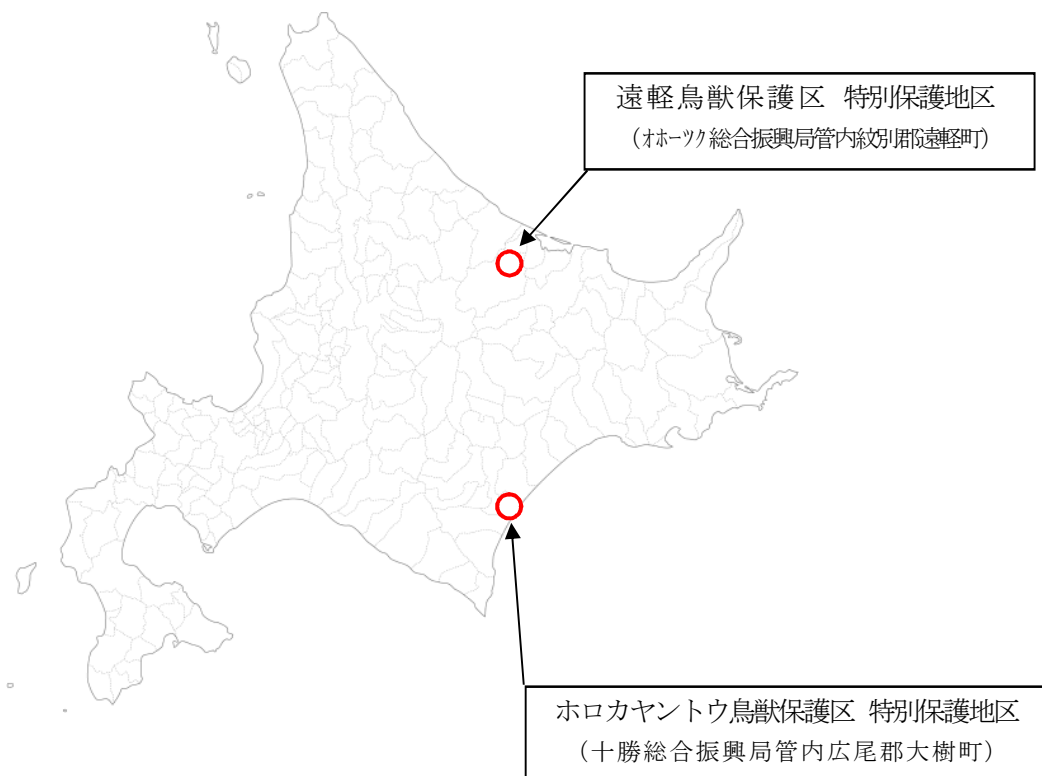
#### (2) 諮問案件

令和元年（2019 年）9 月 30 日をもって存続期間が満了し、10 月 1 日から引き続き指定する特別保護地区 2 箇所について諮問した。

- ・ 遠軽鳥獣保護区特別保護地区（遠軽町）  
面 積：66ha  
指定期間：令和元年（2019 年）10 月 1 日～令和 11 年（2029 年）9 月 30 日
- ・ ホロカヤントウ鳥獣保護区特別保護地区（大樹町）  
面 積：65ha  
指定期間：令和元年（2019 年）10 月 1 日～令和 11 年（2029 年）9 月 30 日

## 令和元年度（2019年度） 鳥獣保護区等指定箇所位置図

- ・ 遠軽鳥獣保護区特別保護地区（再指定）
- ・ ホロカヤントウ鳥獣保護区特別保護地区（再指定）



### 3. 鳥獣保護区等指定に係る事務手続きの流れ（令和元年度）

